

連合北海道「2024 春季生活闘争のまとめ」

1. はじめに

- (1) まとめにあたって、第 88 回地方委員会(2024. 6. 18)で確認された「中間まとめ」に補強意見及び以降の最終集計結果や審議会経過を加筆し作成した。
- (2) 2024 春季生活闘争では、連合が賃上げに改めて取り組んだ2014年以降では最も高く、1991年以來となる定昇込み5%台の賃上げが実現した。賃上げ分は過年度物価上昇率を上回った。デフレマインドを払しょくし、わが国経済社会のステージ転換をはかる正念場であるとの時代認識を労使で共有するとともに、物価高による家計への影響、人手不足による現場の負担増などを踏まえ、産業・企業、さらには日本経済の成長につながる「人への投資」の重要性について、中長期的視点を持って粘り強く真摯に交渉し、主体的に大きな流れを作った結果と言える。ステージ転換に向けた大きな一歩として受け止める。今年の賃上げの配分について、人材確保のために初任給を大幅に引き上げる一方、中高年層への配分を相対的に抑制するなどの傾向もあるものと推測される。人材の定着やモチベーションの維持・向上などの観点も含めて、賃上げ後の賃金カーブを点検する必要がある。
- (3) 道内においては、1月26日石狩地域を皮切りに、2月17日の日高地域まで、道内13ブロック・地域の討論集会を開催した。今次春季生活闘争のスローガンである「みんなで賃上げ。ステージを変えよう！」を求めて闘いを進めていくことを意思統一し、闘争方針の徹底・浸透に努めた。3月5日には「3.5全道総決起集会」を開催し、2024 春季生活闘争の勝利に向け、意思統一をはかった。
- (4) 今次闘争の最大のヤマ場を3月12日～14日に設定し、先行組合回答ゾーン(3月11日～15日)、3月月内決着回答ゾーン(3月18日～29日)、中小回答ゾーン(4月中)として、回答の集中化と情報の開示を積極的に行い、より波及力を高めることとした。
- (5) 7月3日に公表した中央段階の集計結果について、7月1日時点の最終集計結果によると、平均賃金方式では、5,284組合が回答を引き出した。回答(加重平均)は15,281円、5.10%となった。このうち、300人未満の中小組合3,816組合の回答は、11,358円、4.45%となり、6月末時点の結果としてはいずれも、比較可能な2015闘争以降で最も高い数値となった。**【資料1】**
次に、有期・短時間等労働者の賃上げ(加重平均)は時給62.70円(昨年同時期比+9.92円)、月給10,869円(昨年同時期比+4,041円)で、賃上げの対象となる組合員は7万5千人増加した。均等処遇の取り組み件数について前年比較では横ばいとなっている。
一時金の回答(加重平均)は、年間月数で5.09ヶ月(昨年同時期±0.22ヶ月増)、年間金額で1,638,723円(同+50,327円)である。
労働条件に関する取り組みの中で、長時間労働の是正では「裁量労働の適正運用」の取り組みが、また、育児や介護と仕事の環境整備で「両立支援に向けた相談窓口設置」、などで回答・妥結件数が伸びている。労使が職場実態を踏まえた真摯かつ前向きな交渉・協議により先行的に職場の基盤づくりを進めていることが読み取れる。連合は、7月19日開催の中央執行委員会において最終まとめを確認した。

2. 北海道の取り組みの結果と評価

(1) 賃上げの取り組み

① 賃金引き上げの基本的なスタンスについて

- 1) 2024春季生活闘争は、超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が重要であり、低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっている。また、2024春季生活闘争の賃上げ集計結果からすると、規模間格差は拡大している可能性があり、全体として労働側への分配を厚くし、企業規模間、雇用形態間、男女間の賃金格差是正を進めるとともに、中期的に分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざすことが重要であるとした。
- 2) 連合北海道は、2月20日に北海道、3月1日に労働局、3月4日に経済5団体【別紙2】に対する要請行動を実施し、3%以上のベースアップを含む月例賃金を5%以上、中小企業にあつては15,000円以上上げることや有期・短時間等労働者の労働条件の改善などを求めた。特に、道経連に対しては、「月例賃金のアップと中小企業と有期・短時間等労働者の処遇改善」が必要であり、「企業規模間格差の是正には公正取引による労務費を含めた価格転嫁、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、長時間労働の是正、ワークルール遵守、ジェンダー平等・多様性の推進に向けて、労使でしっかり議論すること」を強く訴えた。

② 北海道の妥結状況【経過報告書参照】

8月31日現在、妥結報告があつた組合は194組合で、そのうち集計可能組合は187組合（昨年同期179組合）で昨年同期比+8組合となっている。

【組合規模別 平均賃上げ状況 2024年8月31日結果（昨年同時期対比） 連合北海道集計】

| 組合規模 | 集計組合 | 対象組合人数(人) | 加重平均妥結額(定昇・ベア込)妥結率 | 昨年集計組合 | 昨年対象組合人数(人) | 昨年実績額(定昇・ベア込)実績率 | 昨年比増減額 |
|----------|------|-----------|--------------------|--------|-------------|------------------|---------|
| ～99人 | 93 | 4,632 | 9,202円(3.88%) | 90 | 4,270 | 6,535円(2.96%) | +2,667円 |
| 100～299人 | 53 | 9,089 | 11,993円(4.91%) | 51 | 8,746 | 7,790円(3.38%) | +4,203円 |
| 300～999人 | 29 | 14,422 | 12,826円(4.86%) | 31 | 15,496 | 9,984円(3.67%) | +2,842円 |
| 1,000人～ | 12 | 31,661 | 13,321円(4.34%) | 7 | 19,396 | 8,786円(3.15%) | +4,535円 |
| 計 | 187 | 59,804 | 12,726円(4.53%) | 179 | 47,908 | 8,733円(3.31%) | +3,993円 |

- 1) 賃金引き上げは、上記の表の通り賃上げ額は、全規模で前年を上回ったが、100人未満では賃上げ率が4%を切った。
- 2) 一時金については、112組合が妥結し、加重平均で、年間一括要求の月数・金額方式（39組合）では4.61ヶ月、金額方式は1,418,662円で、年間一括要求の金額方式（43組合）では1,416,734円。半期要求の夏季金額方式（17組合）では395,032円。
- 3) 短時間等労働者の労働条件改善については、UAゼンセン・フード連合加盟組合と全労金・渡島地協の27組合（昨年24組合）から定期昇給、時間給、月例賃金等の処遇改善を勝

ち取る報告があった。パート時間給では21組合が妥結し、30.00円（3.02%）から100.00円（10.30%）で、単純平均で51.63円、5.13%（昨年比16.79円増）、加重平均で57.01円、5.50%の改善がはかられている。また、契約社員、嘱託職員、準職員等の月例給では13組合が妥結し、単純平均で9,269円超（4.88%）、加重平均で9,753円超（5.01%）を改善する回答を引き出した。

③ 成果と課題

1) 闘争全般の総体的な受け止めについて

2024春季生活闘争では、連合北海道が同様の集計を始めた2016年以降では最も高く、30数年ぶりとなる水準の賃上げが実現した。直近の物価高による組合員家計への影響はもちろんのこと、賃金水準の停滞が企業経営や産業の存続、ひいては北海道の経済成長に及ぼす影響について、労使が中長期的視点を持って粘り強くかつ真摯に交渉した結果であり、未来につながる転換点となり得るものと受け止める。

デフレマインドを完全に払拭し、積極的な人への投資によって実質賃金が継続的に上昇し経済が安定的に上昇するステージへの転換を確実なものとするためには、賃上げの流れを中期的に継続していくことが不可欠である。そのためには、適正な価格転嫁が十分に進んでいない中小企業や状況が厳しい産業においても継続的な賃上げができるような環境をつくっていくことが必要である。

2) 運動面について

連合の主張を社会に広げるため、連合本部が作成した器材（街宣用テープ等）を活用し、地協・地区連合が街頭における宣伝活動やテープ街宣行動などを展開し、賃金引き上げに向けた世論喚起を促す行動を展開した。また、地域の商工団体（中小企業部会）との懇談の場を設定し、「すべての労働者の処遇改善」を実現するための行動を全地協（地区連合）段階で展開するよう提起した。

3) 賃上げ要求と交渉状況について

すべての組合は月例賃金にこだわり、賃金の引き上げをめざす。要求の組み立ては、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を確保した上で、名目賃金の到達目標の実現と最低到達水準の確保、すなわち「賃金水準の追求」にこだわる内容とした。

同時に、すべての組合は、企業内で働くすべての労働者の生活の安心・安定と産業の公正基準を担保するため、企業内最低賃金の協定化に取り組み、企業内最低賃金協定が特定（産業別）最低賃金の金額改正に強く寄与することも踏まえることとした。

その上で、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、これまで以上に賃上げを社会全体に波及させるため、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組むこととし、賃上げ分3%以上、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上を掲げた。これをもとに、北海道における8月31日現在の各組合の賃金引き上げ要求は、加重平均で16,673円（昨年12,233円）、率で6.10%（昨年4.49%）であった。実質賃金を反転上昇させ、すべての組合が「人への投資」の重要性と労働組合が果たすべき社会的責務を十分に認識したうえで、月例賃金の継続的な引き上げにこだわった要求を行ったものと受け止める。

4) 賃上げ回答状況と全体的な受け止めについて

賃上げ回答状況では、規模別には依然として金額では差があるものの、すべての組合が月例賃金の引き上げにこだわった要求を掲げ交渉した結果、防衛的賃上げの流れも一部には見られるが、中小・地場組合にも継続している。賃上げの広がりが前進していることの意義は非常に大きいものがあり、今後につながる成果といえ、各産別・単組の取り組みとして評価したい。「規模間格差」が広がることとなったものの、「働きの価値に見合った水準」「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の運動を前進させることに重点を置き、奮闘した結果といえる。

北海道は地場・中小が多く、賃金制度が確立していない単組が多数あり、平均賃金は全国平均より低い状態にある。安心した生活を営む上では「賃金（定昇）制度」の確立が不可欠である。地域ミニマム運動に結集し、組合員個々の賃金実態把握に努めながら検討を進める必要があり、継続課題として残る。

5) 短時間・契約等労働者の賃金の引き上げについて

「誰もが時給1,000円」の実現に向けた時給の引き上げをはじめ、連合リビングウェイジ（北海道時間給1,080円）を上回る水準、または、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、1,200円以上への引き上げ、すでに1,200円超の場合は正社員と均等待遇の観点から改善のいずれかを、短時間・契約等労働者の賃金要求水準の目安として方針を掲げて闘った。一般組合員の賃上げ率を上回る結果となり、短時間・契約等労働者の処遇改善を進めようという産別・単組、地協の取り組みの結果として評価したい。

連合は、「雇用形態にかかわらず均等待遇」の実現を求めており、「同一労働同一賃金」の観点から連合全体として「底上げ」をはかる対応を継続していく。

6) 一時金について

年間一括要求を基本に、年収確保の観点も含め、水準の向上・確保をはかる方針を掲げた。その結果、112組合が妥結。年間一括要求の月数および金額方式とも前年を上回り、月例賃金の引き上げと年収確保に重点をおいた結果であるものと受け止める。

7) エントリー登録組合について

205組合が参加し、昨年最終の211組合から6組合減少した。情報の共有化を図ろうとする産別・地協の協力をいただいたが、エントリー組合が減少したことは課題として残る。次年度についても、引き続き協力をお願いするとともに機関会議や集会などでエントリー要請をしていく。

8) 情報開示、共有の取り組み

「妥結情報」を「春闘ニュース」と統合し、28号まで発行し情報の共有の取り組みを強化することができた。

(2) 働き方改革（長時間労働の是正・過労死ゼロなど）の実現に向けた取り組み

①金属・機械関係では、基幹労連から手当の増額や年間休日増、②資源・エネルギー関係では、紙パ連合から手当の増額や年間休日増、③交通・運輸関係では、運輸労連から通勤手当増額や定年延長者の夏季一時金同額支給、④情報・サービス関係では、JP労組から無期雇用者の子（小学3年生まで）の看護休暇を無給から有給、⑤交通・運輸関係では、36協定とは別に、厚生労働省の「自動車乗務員改善基準告示」による拘束時間があり、「働き方改革

関連法案」においては、改正法施行2024年4月から年間960時間以内の規制適用、⑥公立の教職員は、給特法等により労基法の適用除外となっており、教職調整額を増額しても長時間労働は解決せず、給特法廃止と教員の負担軽減が重要である。これらの業種についても対応していく必要がある。

【「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）】2024年4月～

| ドライバー名 | 1ヶ月の拘束時間（原則） | 年間の拘束時間（原則） |
|-----------|--------------|-------------|
| トラック | 284時間以内 | 3,300時間以内 |
| タクシー・ハイヤー | 262時間以内 | |
| バス | 281時間以内 | 3,300時間以内 |

※タクシー・ハイヤーについては、表内は日勤。隔勤の場合については262時間/日となる。ただし、労使協定を結んだ場合270時間/月まで延長可

(3) 「産業別部門連絡会」の開催

連合北海道は、6産業別部門連絡会の活性化、産別による単組指導強化、地域内共闘強化を目指し、期間中3回以上の連絡会開催や、企業内最賃協定の締結、情報交換、要求の豊富化、エントリー登録組合の拡大などを目指してきた。

今年はC部門において参加産別が少数のため、2回の開催。産別オルグ等で対応。

(4) 中小・パート共闘会議（中小・パート労働条件委員会）《規模間格差の是正》

- ① 中小・パート労働条件委員会は、春季生活闘争期に限って「中小・パート共闘会議」に改名し、その活性化により、地場での取り組みを強化することを目標に掲げながら、闘争期間中は2回開催した。短時間・契約等労働者の課題について、全単組が要求化することを方針化し、日常的なコミュニケーションを深め、組織化を意識した取り組みを展開した。
- ② 今次闘争においても注力したのが、大手と中小の規模間の賃金格差の是正である。大手の賃上げ水準が大きく上昇するなかで、格差是正ができたところは一定数にとどまると推測される。

今後、労働組合の賃金調査や公的統計などで賃上げ後の個別賃金水準を把握し、規模間格差の是正について検証する必要がある。また、労務費の適切な転嫁が進まず、収益が圧迫されつつも人材の確保・定着を重視し大手並みの賃上げに踏み切った中小企業もある一方、昨年並みの回答に終始したところもある。その背景には、経営状況の違いや取引先の労務費の価格転嫁に対する理解度の差などがあると考えられる。生産性三原則にもとづく成果の公正な分配とともに、適正な価格転嫁や「人への投資」「未来への投資」を通じた生産性の向上などにより、継続的に格差是正を含めた賃上げができる環境を作っていくことが必要であり、政策面からの対応と労使コミュニケーションの強化が一層重要になっている。

連合北海道は、4月16日に公正取引委員会事務総局北海道事務所および経済産業省北海道経済産業局に対して、要請行動を実施した。これは、中小企業で働く労働者の底上げを図るためには、公正な取引慣行の実現による中小企業の賃上げ原資の確保が必須であり、より一層の法令の周知徹底や違反の取締り、相談機能の充実、中小企業への支援を求めた。要請行動には、UAゼンセン、フード連合、運輸労連、港運同盟、連合北海道の5者で行った。社会への広がり、世論喚起に向けてマスコミにも取材を要請し、北海道新聞が取材に訪れ、翌日の新聞に掲載されるなど、マスコミ媒体なども活用しながら分配の適正化により中小企業に

働く労働者の賃金を引き上げるなど、世論に訴えることができたことは取り組みとして評価できる。

- ③ 中小労組は賃金制度が未整備であるところが多く、企業規模間の賃金格差を解消するため、1) 中小の賃金カーブ維持分の4,500円、2) 連合加盟組合全体平均賃金水準（約30万円）の3%相当額（9,000円）、3) 格差是正分を含め、計15,000円以上の月例賃金要求水準の目安を決定した。また、賃金水準にこだわる取り組みとして「社会横断的水準を確保するための指標」として3つ示した。他にもパート等時間給労働者の「時給1,200円」以上への引き上げ、「企業内最低賃金の締結」、「長時間労働の是正」などのミニマム課題について、中小・パート共闘会議の中で意思統一をはかり、要求作りから交渉に至るまで産別や地域が関わりを強めるという情報の共有化が図られたことは評価できる。
- ④ 地域ミニマム運動の取り組みについて、2024年度の地域ミニマム賃金実態調査は、10産別2地協から54組合9,976人（昨年比+1組合、▲130人）が参加し、賃金調査の概要が示され、調査に協力頂いた産別、地協に対して、交渉に役立つようフィードバックした。目標の7,000人サンプルは達成した。なお、業種別構成比では、製造業が28.0%（昨年24.3%）、交通・運輸業が19.8%（昨年20.1%）、商業・サービス業が52.2%（昨年55.6%）となり、若干の偏りが見られた。また、男女構成比は、男性8,238人（82.6%）、女性1,738人（17.4%）となった。
- ⑤ 連合リビングウェイジにおける水準をクリアすることをめざす方針を掲げ、賃金水準の上げ幅だけではなく、絶対水準を重視した取り組みを行うことが、社会全体の「底上げ」「底支え」や「格差是正」に必要不可欠であり、地域ミニマム運動における個別賃金実態調査から算出した北海道の「賃金特性値」や「代表・中堅銘柄」の活用について、連合北海道と各産別において議論を深める必要がある。また、賃金相場波及の取り組みとして、地場賃金水準の開示（地域ミニマム業種別特性値）に注力し、地域における職種別賃金の相場観を高める運動を進めていくことを提起した。この取り組みは、地場には地場の水準があることから、この水準を情報発信し、未組織含めて我が産業は道内でどれ位の位置にあるのかを示し波及力を強化する取り組みであった。次年度以降についても継続していく。

(5) すべての労働者の労働条件改善・地域の雇用対策に向けた取り組み

地域の雇用対策「全道キャンペーン」として取り組み、経済・雇用対策は行政・経済界・労働界などオール北海道の課題と位置づけ、その一翼を担うとして、今年は、各地域で開催された「春闘討論集会」前段を中心に、各地域の地協・地区連合と連携し自治体・商工会議所・建設業協会・農協・学校などを訪問要請とし、地域における雇用対策や官製ワーキングプア解消などについて要請行動を展開した。

自治体におけるキャンペーン行動の時期については、地協段階において、次年度の予算編成に間に合う10～12月の間に実施しており、地域における取り組みが定着してきており、次年度についても取り組みを継続したい。

地域で出された意見は、経済5団体をはじめ、労働局、北海道に対する要請行動の中で意見反映してきたが、引き続き、北海道や労働局の各種審議会や協議会、また、毎年提出している「要求と提言」などを通して、政策実現に向けた今後の取り組みに反映していく。

(6) 短時間・契約等労働者の労働条件改善の取り組み

連合は、「雇用形態にかかわらず均等待遇」の実現に向け、賃金・一時金だけではなく、休暇や通勤手当、福利厚生、安全衛生なども含めた待遇・処遇全般を対象に、雇用形態の違いによる合理的な理由のない処遇格差を禁止することを以前から求めてきた。

2024春季生活闘争においても、「同一労働同一賃金」の観点から、道内雇用労働者の39.9%、90.1万人（令和4年就業構造基本統計調査）を数える短時間・契約等労働者の賃金・労働条件の改善に重点的に取り組むことを発信した。具体的には、自らの職場の正規と短時間・契約・派遣などの処遇について総点検を行ったうえで、合理的な理由がない処遇差がある場合は、労使で協議し、その是正を求める取り組みを進めるよう方針化した。労働組合のない職場で働く労働者をも含めた社会的な波及と組織拡大をめざし、構成産別（単組）、地協（地区連合）、連合北海道が一体となり、「時間給労働者の時給引き上げ」「企業内最低賃金の取り組み」「官製ワーキングプアの解消と雇用の安定を求める要請行動」を始めとした取り組みを展開することを提起した。

① 処遇改善の取り組み

- 1) 連合北海道では、北海道・労働局・経済5団体に対する要請行動を実施し、厚生労働省の「業務改善助成金」などを有効活用し、賃金テーブルの改定などを行い、時間給労働者の時給引き上げをはじめ、法令の周知・遵守等、短時間・契約等労働者の処遇改善を訴えてきた。
- 2) 2024春季生活闘争の時期を捉え、声かけなど職場における日常的なコミュニケーションを深めながら、「職場点検活動の実施」運動と連携し、短時間・契約等労働者の実態把握に努めることなどを、労使交渉本格化の前段を中心に取り組むことを提起した。また、法令遵守や労働条件の点検、正社員への転換ルールの導入・明確化・転換促進など法規定を上回る制度整備を図ることを求め、最低でも「就業規則と同様の労働協約を締結する」取り組みを昨年同様に展開するよう方針化した。

② 取り組みの成果

渡島地協1単組から、再雇用者の月例給引き上げ。

③ 「官製ワーキングプア解消」に向けた取り組み

官公部門産別においては、会計年度任用職員等の現状把握から課題解決に向けた取り組みを展開し、組織化の具現化に取り組んでいる。また、地協・地区連合による「官製ワーキングプアの解消と雇用の安定を求める全道統一要請行動」は、社会的キャンペーン行動と連携して毎年取り組み、定着している。自治体要請を通して、会計年度任用職員や再任用職員、公契約下の企業・団体に働く労働者の実態、地場・中小を含めた地域の労働者の実態を考え合う機会を作るとともに、地協・地区連合の連携を更に強めて取り組みを継続する。

(7) 最低賃金引き上げの取り組み

- ① 連合北海道は、最低賃金対策委員会を開催し、2024最低賃金の取り組み方針を確認し、6月議会意見書採択など、世論喚起の取り組みについて意思統一をはかった。特に、時間給1,150円以上を目標に掲げ、「連合リビングウェイジ時間額（北海道は1,080円）」、高卒初任給等との均等待遇を提起し、賃金水準やセーフティネットとして実効性の高い水準をめざすこととした。また、特定最低賃金の改定にあたっては、北海道最賃を上回る水準の維持を

求めてきた。

- ② 今次闘争の中で電機連合、全労金、運輸労連から改善が報告された。引き続き、好事例を参考にしながら、水準引き上げに全力を傾注していくとともに、10月1日発効に向けた北海道最低賃金、また、その後の特定（産業別）最低賃金の引上げにつなげていくこととした。

③ 北海道最低賃金

連合北海道は、中賃目安+ α を目標に掲げ、賃金水準やセーフティネットとして実効性の高い水準をめざすこととした。また、特定最低賃金の改定にあたっては、北海道最低賃金を上回る水準の維持を求めてきた。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会は、7月24日に目安を取りまとめ、同日開催された中央最低賃金審議会にその結果を報告した。内容を要約すると、「賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回することは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。これらのことを考慮すれば、Aランク50円（4.6%）、Bランク50円（5.2%）、Cランク50円（5.6%）とすることが適当であると考えられる。」とした。

北海道地方最低賃金審議会（本審）は、7月3日の開催を皮切りに計4回開催し、専門部会は、計6回の審議を重ねた。労働者側は、日本の最低賃金はフルタイム労働者の平均賃金中央値に対し4割強程度しかないこと、2024春季生活闘争における賃上げ結果は32年ぶりの高水準を示していること、給与所得者の4人に一人がワーキングプアと言われる年収200万円以下であることなどをあげ、最低賃金近傍で働いている労働者であっても、家族とともに生活し、将来展望が描ける社会を実現するための賃金水準に引き上げること。そして、昨年10月に物価上昇を踏まえ改定された最低賃金であるものの、以降についても物価が上昇し続けている事を踏まえ、有効なセーフティネットとして十分機能するよう訴え、働くことに意義を見出すよう、大幅引き上げに最大限努めるよう主張した。

これに対し使用者側は、最低賃金を賃上げ実現の政策的手段として用いることおよび強制される最低賃金は罰則付きであり不適切であること、通常の事業の支払い能力を最も表している賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率の結果を重視すること、などを主張した。労使譲らず激しい審議が続く中、使用者側から有額が出されたものの、目安からはほど遠い金額であった。その後、公益委員から目安金額と同額の「50円」が提案され、労働者側は、近年は全国平均額と北海道最低賃金額が乖離してきており、仮に全国が目安通りの結果となり北海道が1~2円プラスしたとしても、全国平均に追いつくためには20年~40年かかるため、地域間格差是正の観点からも大幅引き上げを公益委員に求めたが、公益委員から、「目安通りの50円としても、全国平均との乖離を0.2ポイント改善できる」とし、「上乘せを主張するのであれば他都府県にはない事由が必要」と述べ、公益提案を覆すことは難しいと判断し採決することに同意した。

最終的に使用者側全員が反対したものの、公益・労働者側の賛成多数により、引き上げ額50円とすることで結審した。

今回の金額審議について、最低賃金法第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という目的を達成するための生活できる賃金水準という要求からして納得できるものではない。連合が求める2030年代半ばまでに平均年収に対する60%水準にする過程には遠く及ばず、より確実な水準へは引き上げられなかったことは非常に残念である。労働者側の意見ではあるものの、「組織された労働者と賃上げに関与出来ない多くの未組織労働者との間で、地域間のみならず北海道内でも格差が生じる」との表記を答申書に記されたことから、賃金水準の議論を深めながら、格差是正につながるよう最低賃金の大幅引き上げに取り組んでいく。

答申において、昨年同様、行政機関の業務委託に関わり、最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注後においても特段の配慮を要望するとされたことから、地協・地区連合段階で、自治体等に対する要請行動を展開してきたことは評価できる。

2024北海道最低賃金審議決定状況

| Bランク | 時間額 | 引上額 | 引上率 | 部会採決日 | 審議会採決日 | 発効日 |
|------|--------|-----|-------|-------|--------|------------|
| 北海道 | 1,010円 | 50円 | 5.21% | 8月2日 | 8月5日 | 2024年10月1日 |

④ 特定（産業別）最低賃金

北海道地域最低賃金審議終了後、関係業種の最低賃金改正必要有りとの確認を受け、9月9日の4業種の専門部会開催をはじめ、以降、2回にわたる各専門部会において金額審議を重ねてきた。

連合北海道最賃対策委員会は、特定最賃の意義と役割について、労使間で共通認識を持ち、優秀な人材の維持・確保を求め、そこに働く人たちの処遇改善のために、地賃比108%～110%の優位性確保を目標として進めてきた。鉄鋼は70円、電気、乳糖は52円、船舶は50円の引き上げとなった。近年、地域最賃との優位性確保が課題となっており、今後とも特定最賃の取り組み強化を目指す。

2024特定（産業別）最低賃金審議決定状況

| 業種 | 時間額 | 引上額 | 引上率 | 地賃比率 | 部会採決日 | 発効日 |
|-----|--------|-----|-------|--------|-------|------------|
| 鉄 鋼 | 1,100円 | 70円 | 6.80% | 108.9% | 9月25日 | 2024年12月1日 |
| 電 気 | 1,049円 | 52円 | 5.22% | 103.9% | 10月1日 | 2024年12月1日 |
| 乳 糖 | 1,048円 | 52円 | 5.22% | 103.8% | 10月3日 | 2024年12月1日 |
| 船 舶 | 1,040円 | 50円 | 5.05% | 103.0% | 10月2日 | 2024年12月1日 |

(8) すべての労働者の立場にたった「働き方」の見直し

連合は、健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、「社会生活の時間」の充実を含めたワーク・ライフ・バランス社会の実現、個々人の状況やニーズにあった働き方と処遇のあり方など職場の基盤整備が必要であると発信した。

① ワークルールの取り組み

連合は、すべての組織が、働き方改革関連法の遵守を踏まえ、それぞれの産業全体の働き方の見直しの方向感を方針等の策定により示し、ディーセント・ワークの実現、ワーク・ライフ・バランスの推進、コンプライアンスの徹底することをめざすよう提起した。連合北海

道は、11点方針提起<1) 長時間労働の是正、2) すべての労働者の雇用安定、3) 職場における均等・均衡待遇実現、4) 60歳以降の高齢期における雇用と処遇、5) テレワーク導入、6) 人材育成と教育訓練、7) 中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備8) 障がい者雇用、9) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、10) 治療と仕事の両立の推進、11) ドナー休暇制度創設>を明記して進め、電機連合、全労金から改善の取り組み内容の報告があった。

② 医療(看護師) 職場の意見交換会の開催

4月26日に開催した意見交換会は、事前アンケートの内容を中心に各職場の実態報告を頂き、その後、本年4月から医師の働き方改革により時間外労働の上限規制が施行となり、医師からの「業務移管」所謂タスクシフト/シェアが推進され、医療職場で働く看護師等の業務量が増えることなどを踏まえ、えるむ社会保険労務士法人代表 富樫 真紀子 氏を講師として、「部下への仕事の任せ方」と題して講演を行い、その後、グループワークを行った。

参加者:11病院20人、講師、事務局6人

③ 労働相談ダイヤルなどの実施

2月6日～7日に全国一斉「集中労働相談ダイヤル」(テーマ:STOP雇用不安!みんなの力で職場を改善しませんか)労働相談ホットラインを開設した。相談告知の地協での街宣活動を展開し、期間中の相談電話は16件が寄せられた。

また、6月4日～5日にも「女性のための全国一斉労働相談ダイヤル」を開設し、相談告知の取り組みとして、札幌では6月3日に周知街宣行動を展開した。期間中の相談件数は、17件であった。

3. 政策・制度要求の実現に向けた取り組み

「2024年度 政策・制度実現の取り組み」と「2024春季生活闘争」における賃金・労働条件改善の取り組みを「運動の両輪」として、すべての労働者を対象にした生活改善・格差是正の運動を強力に進めてきた。

(1) 連合アクションの取り組み

- ① 春季生活闘争最大のヤマ場における街宣行動(紀伊國屋書店前:3月14, 18, 25日)
- ② テープ街宣の実施(各地協3月14日～31日)

(2) 地方財政確立に向けた取り組みについて

連合北海道は、2月20日、北海道への要請行動の中で、「自治体財政の確立」を含めた要請書を提出し、地方の行政需要に対応した財源の安定的な確保にむけて、国に対して働きかけを強めるよう要請し、土屋副知事が対応した。

(3) 地域活性化フォーラムの開催について

2015春季生活闘争より、「開かれた春闘」の必要性や地場産業の活性化と働く者の処遇改善を一層進めるため、「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」をスローガンに取り組みを進め、地域活性化フォーラムを開催してきた。

フォーラムの開催は、労働者のみならず、行政、企業、住民を含め、あらゆる利害関係者

が参加して地域全体の活性化に向けて必要な施策等について対話、意見交換を行い、様々なネットワークをひろげることを目的としている。

4年ぶり第6回目となる「地域活性化フォーラムin後志」を小樽市で開催し、テーマは、「北海道の未来にワクワクできるか?北海道の挑戦者たちの港。」と題し、小樽・後志地域に特化せず、北海道のまちづくりの最前線で活躍する色々な立場のゲストを招き、「いま北海道の地域で起きている・起こしている新たな動き、そんなムーブメントを仕掛けている人のリアルを聞き、自分の街の未来がちょっぴり変わってみえる。」ことを目指すこととした。

第1部の基調講演は、連合芳野友子会長から「私たちの地域活性化」、第2部では「地域未来論～地元の未来にワクワクするか?」でパネルディスカッションを行った。

連合北海道は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、「顔の見える連合運動」の展開を通じて地域全体の活性化につなげていくこととしており、多くの産別の参加を促すと共に、各地域において同様のフォーラムの開催を追求し、北海道経済の活性化をめざす一助としたい。

来年の開催は「地域活性化フォーラムinオホーツク」とする。なお、場所およびテーマは未定。

4. 組織強化・拡大の取り組み

- (1) 組織化は労使交渉の大前提であり、2024春季生活闘争がめざすすべての働く者の「底上げ」「底支え」「格差是正」の実現には不可欠である。組織拡大が交渉力の強化につながることを十分に認識するとともに、春季生活闘争での成果獲得が組織化への求心力となるよう相乗効果を強く意識して進めることを方針として提起した。
- (2) 12月11日には組織拡大推進特別委員会を開催し、連合北海道組織拡大プラン2030における当面の目標として27万連合北海道をめざして、組織化に向けた意思統一を図った。また、地域討論集会はもとより、中小・パート共闘会議、産業別部門連絡会や、各産別・地協の機関会議などの場で、集团的労使関係(労働組合)の拡大、30万連合北海道実現に向けた意思結集をはかることができた。
- (3) 昨年の連合北海道定期大会後、2024年9月30日現在、7産別1地協2地域ユニオン30組合1,353人(内、有期・短時間等労働者組合員460人 占有率34.0%)を組織化した。組織拡大は一朝一夕で出来るものではなく、粘り強く組織化に尽力されている産別(単組)、地協(地区連合)の取り組みに感謝申し上げたい。引き続き、組織化の好事例を情報共有し、当面の目標である27万人連合北海道組織の実現に向けて、目標数値の共有化を図ることとする。

5. 春季生活闘争を通じた労働者自主福祉運動の取り組み

労働者自主福祉運動は、第2の賃金闘争として、可処分所得を引き上げるための有効な手段であり重要な役割を担っている。そのためには、労働者の相互扶助の原点である労働者自主福祉運動へ結集し、組合員・家族の生活向上に向けて、春季生活闘争の期間中を重点に方針を提起した。

- (1) 労働金庫、こくみん共済COOP、住宅生協、道労福協の労働者福祉事業団体の運動推進スケジュールを明記し、各構成組織、地協における取り組みを進めた。

①労金運動では、つなぐプロジェクトfor SDGs推進運動、各階層におけるろうきん運動の推進、可処分所得向上運動の推進、②こくみん共済COOP運動では、重点共済の推進強化、くるまの補償点検取組強化、生活保障設計運動の浸透、こくみん共済coop公式アプリの導入・利用促進など、③住宅生協運動では、新築、リフォーム、流通（不動産仲介）の主要3事業の周知・利用を昨年の総括を踏まえ各構成組織が最大限取り組むよう提起した。

(2) 推進運動の結果について、

①労金運動では4月の1ヶ月で推進を行った結果、全道推進会議による「つなぐプロジェクト」の方針化を確認のうえ、取り組んだ結果「利用実績に応じた寄付額」は、1,049,402円。「会員自主目標の達成」に向けた、職域活動費を活用した学習会・セミナーの開催は85件。

可処分所得向上では、低利なカードローン（マイプラン）の保有・活用運動や、他行高金利ローンの借換運動を展開した結果、106,703,100円。奨学金借換ローンは、推進ツールの作成・機関紙への掲載など推進・周知を図った結果、新規申込は1件。

退職金結集運動では、「産別からの退職者情報提供(8産別)」「全開発・JP労組・北教組における機関会議での取組方針化」「説明会・セミナー開催(31会員・577名)」等、会員・推進機構による運動展開が図られた。退職金獲得状況は、27億54百万円（目標比▲22億50百万円・達成率55.0%）。

若年層組合員に対する学習会にて「2024Young packキャンペーン（若年層ろうきんメイン化運動）」の推進・周知を行った結果、成約件数は91件。将来に向けた資産形成の取組みとして、各種サービスの推進・周知を行った結果「財形貯蓄429件」「iDeCo 29件」「つみたてNISA 349件」の実績。非正規雇用組合員向けの商品「全力応援pack」の推進・周知を行った結果、66件の新規申込となった。

②こくみん共済COOP運動では、重点共済の取組結果として、マイカー共済制度改定3年目を踏まえ、「～暮らしを守る～くるまの補償点検キャンペーン」を展開し、補償内容の丁寧な案内を起点とし可処分所得向上に資するため組合員及びご家族個々に合った最適な保障を提案する取り組みを進め、2023年度マイカー共済年間目標（1,000件）を達成。

こくみん共済、長期共済については、保障に対する価値観の多様化や物価高騰等をふまえ、組合員及び家族により一層寄り添い、更なる安心を提供していくため、適正な保障点検活動を進めた。

自賠償共済は、各協力団体と連携した取り組みを進め、車検満了日前の早期案内や事前の車検満了データ収集と、遺漏ない契約締結の取り組みを行った。

住まいる共済については、2024年4月制度改定や大規模災害の多発をふまえて、ハザードマップ、地盤診断サービスを活用し「無保障者をなくす取り組み」と「既加入者への保障点検活動」を進めた。また、防災減災の担い手づくりの取り組みとして、防災士資格を持つ職員による防災減災セミナーの開催等啓発活動を行った。

2022年6月団体生命共済の制度改定をふまえた生活保障設計運動をベースとした組織内保障拡充に向けた2年目の取り組みを進め28団体について保障拡充決定。

地協・地域での特徴的な取り組みとして、

- 1) 北海道労済運動推進会議重点共済の推進強化
- 2) 【マイカー共済・自賠償共済】～暮らしを守る～くるまの補償点検キャンペーン
- 3) 2022年6月団体生命共済制度改定をふえた生活保障設計運動の浸透の取り組み

4) 【住まいる共済】「～おかげさまで70周年～新住まいる共済 保障点検キャンペーン」

5) その他、年間を通した取り組み

ア. もしもの保障点検の通年実施

イ. <全国统一>子どもの成長応援プロジェクト、7才の交通安全プロジェクトの推進

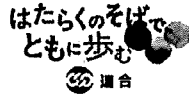
ウ. 「こくみんLifeサポート（公式アプリ）の導入・利用促進

③住宅生協運動では、外壁・屋根の塗装・張り替えフェア、マンションリノベーションフェアを実施し、産別・単組に対してパンフレット配布等の教宣活動を行ったが、円安による住宅資材の高騰や、大手業者の攻勢と新築業者リフォーム事業への参入による他社との競争がさらに加速し、より厳しい状況。

地協・地域に対しても可能な限りの教宣活動を実施し、受注の掘り起こしに努めるとともに、「連合北海道2023生活アンケート」の結果からの「知名度」低下の現状を受け、「住宅生協ポスター」を作成し、組合掲示板掲示をした中での認知度向上や利用者拡大を図った。また、「春季生活闘争討論集会」をはじめとする諸会議等には積極的に参加した。

6. 2025春季生活闘争に向けた取り組み

具体的には、本部方針を受けて北海道方針を提起・確認し全体が取り組める方針とする。



回 答 集 計

1. 賃上げ (月例賃金)

①平均賃金方式 (集計組合員数による加重平均)

| 平均賃金方式 | 2024回答 (2024年7月3日公表) | | | | 昨対比 | 2023回答 (2023年7月5日公表) | | | |
|----------|-------------------------|------------|--------|--------------------|-------------------------|----------------------|------------|---|---|
| | 集計組合数 集計組合員数 | 定昇相当込み賃上げ計 | | 率 | | 集計組合数 集計組合員数 | 定昇相当込み賃上げ計 | | 率 |
| | | 額 | 率 | | | | 額 | 率 | |
| | 5,284 組合 2,933,902 人 | 15,281 円 | 5.10 % | 4,721 円 1.52 昨対 | 5,272 組合 2,877,053 人 | 10,560 円 | 3.58 % | | |
| 300人未満 計 | 3,816 組合 359,093 人 | 11,358 円 | 4.45 % | 3,337 円 1.22 昨対 | 3,823 組合 362,688 人 | 8,021 円 | 3.23 % | | |
| ~99人 | 2,333 組合 97,385 人 | 9,626 円 | 3.98 % | 2,759 円 1.04 昨対 | 2,313 組合 96,456 人 | 6,867 円 | 2.94 % | | |
| 100~299人 | 1,483 組合 261,708 人 | 12,004 円 | 4.62 % | 3,553 円 1.30 昨対 | 1,510 組合 266,232 人 | 8,451 円 | 3.32 % | | |
| 300人以上 計 | 1,468 組合 2,574,809 人 | 15,874 円 | 5.19 % | 4,917 円 1.55 昨対 | 1,449 組合 2,514,365 人 | 10,957 円 | 3.64 % | | |
| 300~999人 | 979 組合 528,881 人 | 14,032 円 | 4.98 % | 4,643 円 1.54 昨対 | 978 組合 524,199 人 | 9,389 円 | 3.44 % | | |
| 1,000人~ | 489 組合 2,045,928 人 | 16,362 円 | 5.24 % | 4,982 円 1.55 昨対 | 471 組合 1,990,166 人 | 11,380 円 | 3.69 % | | |

※2024年と2023年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨対比は算出しません。

| 【参考】 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均) | 2024回答 (2024年7月3日公表) | | | | 賃上げ分 昨対比 | 2023回答 (2023年7月5日公表) | | | |
|--|-------------------------|----------------|--------|--------------------|--------------------|-------------------------|----------------|--------|-------------------|
| | 集計組合数 集計組合員数 | 定昇相当込み 賃上げ計 | | 賃上げ分 率 | | 集計組合数 集計組合員数 | 定昇相当込み 賃上げ計 | | 賃上げ分 率 |
| | | 額 | 率 | | | | 額 | 率 | |
| | 3,639 組合 2,622,981 人 | 15,818 円 | 5.20 % | 10,694 円 3.56 % | 4,711 円 1.44 昨対 | 3,186 組合 2,320,523 人 | 10,995 円 | 3.69 % | 5,983 円 2.12 % |
| 300人未満 計 | 2,357 組合 265,547 人 | 12,484 円 | 4.75 % | 8,256 円 3.16 % | 3,274 円 1.20 昨対 | 2,019 組合 238,848 人 | 9,169 円 | 3.57 % | 4,982 円 1.96 % |
| ~99人 | 1,209 組合 60,202 人 | 11,125 円 | 4.39 % | 7,190 円 2.86 % | 2,757 円 0.99 昨対 | 967 組合 49,072 人 | 8,333 円 | 3.36 % | 4,433 円 1.87 % |
| 100~299人 | 1,148 組合 205,345 人 | 12,871 円 | 4.85 % | 8,568 円 3.24 % | 3,444 円 1.25 昨対 | 1,052 組合 189,776 人 | 9,387 円 | 3.62 % | 5,124 円 1.99 % |
| 300人以上 計 | 1,282 組合 2,357,434 人 | 16,218 円 | 5.25 % | 10,969 円 3.60 % | 4,871 円 1.46 昨対 | 1,167 組合 2,081,675 人 | 11,222 円 | 3.71 % | 6,098 円 2.14 % |
| 300~999人 | 841 組合 459,089 人 | 14,588 円 | 5.14 % | 9,931 円 3.53 % | 4,233 円 1.44 昨対 | 772 組合 417,141 人 | 10,139 円 | 3.68 % | 5,698 円 2.09 % |
| 1,000人~ | 441 組合 1,898,345 人 | 16,619 円 | 5.27 % | 11,220 円 3.62 % | 5,022 円 1.46 昨対 | 395 組合 1,664,534 人 | 11,502 円 | 3.71 % | 6,198 円 2.16 % |

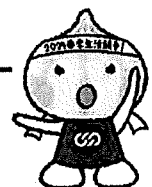
②個別賃金方式 (組合数による単純平均)

| 個別賃金方式 | 2024回答 (2024年7月3日公表) | | | | 引上げ額/率 昨対比 | 2023回答 (2023年7月5日公表) | | | |
|--------|----------------------|--------------------|------------------------|--------------------|---------------------|----------------------|------------------------|---------------|---------------|
| | 集計組合数 集計組合員数 | 引上げ額 引上げ率 | 改定前水準 到達水準 | 引上げ額/率 昨対比 | | 集計組合数 集計組合員数 | 引上げ額 引上げ率 | 改定前水準 到達水準 | 引上げ額/率 昨対比 |
| | | | | | | | | | |
| A方式35歳 | 200 組合 100,055 人 | 8,678 円 3.20 % | 271,151 円 279,784 円 | 3,514 円 1.32 昨対 | 229 組合 135,749 人 | 5,164 円 1.88 % | 274,319 円 279,483 円 | | |
| A方式30歳 | 213 組合 113,155 人 | 8,458 円 3.39 % | 249,346 円 257,804 円 | 4,296 円 1.68 昨対 | 220 組合 148,731 人 | 4,162 円 1.71 % | 243,876 円 248,038 円 | | |
| B方式35歳 | 165 組合 98,601 人 | 13,976 円 5.15 % | 271,279 円 285,260 円 | 4,192 円 1.45 昨対 | 179 組合 99,855 人 | 9,784 円 3.70 % | 264,178 円 273,828 円 | | |
| B方式30歳 | 136 組合 55,546 人 | 15,182 円 6.38 % | 237,833 円 253,015 円 | 3,563 円 1.36 昨対 | 143 組合 56,190 人 | 11,619 円 5.02 % | 231,659 円 243,278 円 | | |
| C方式35歳 | 101 組合 143,739 人 | | 295,134 円 312,751 円 | | 151 組合 324,558 人 | | 289,537 円 299,058 円 | | |
| C方式30歳 | 0 組合 0 人 | | 0 円 0 円 | | 0 組合 0 人 | | 0 円 0 円 | | |

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるか交渉する方式。この部分を連合は「純ペア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるか交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくらかにするかを要求する方式。



回答集計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

| 時給 | 2024回答 (2024年7月3日公表) | | | 昨年対比 | 2023回答 (2023年7月5日公表) | | |
|----------|----------------------|---------|---------------|----------|----------------------|---------|---------------|
| | 集計組合数 集計組合員数 | 賃上げ額 | 平均時給 (参考値) | | 集計組合数 集計組合員数 | 賃上げ額 | 平均時給 (参考値) |
| 単純平均 | 386 組合 | 53,78 円 | 1,148.92 円 | 14.04 円 | 377 組合 | 39.74 円 | 1,091.78 円 |
| | 885,369 人 | 62.70 円 | 1,155.02 円 | 9.92 円 | 808,108 人 | 52.78 円 | 1,095.67 円 |
| 加重平均 | 集計組合数 集計組合員数 | 賃上げ額 | 率 (参考値) | 昨年対比 | 集計組合数 集計組合員数 | 賃上げ額 | 率 (参考値) |
| | 146 組合 | 9,137 円 | 4.23 % | 2,490 円 | 136 組合 | 6,647 円 | 3.09 % |
| 27,845 人 | 10,869 円 | 4.98 % | 4,041 円 | 29,553 人 | 6,828 円 | 3.18 % | |

④企業内最低賃金協定 (組合数による単純平均)

| 基幹的労働者 | 2024回答 (2024年7月3日公表) | | | | |
|----------|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 競争前協約あり | | 競争前協約なし | | |
| | 競争前水準 | 回答組合数 | 回答額 | 回答組合数 | 回答額 |
| 18歳月額 | 171,954 円 | 240 組合 | 183,134 円 | 2 組合 | 180,347 円 |
| | 時間額 | 1,055 円 | 64 組合 | 1,115 円 | 2 組合 |
| 基幹的労働者以外 | 競争前水準 | 回答組合数 | 回答額 | 回答組合数 | 回答額 |
| | 18歳月額 | 171,436 円 | 485 組合 | 179,400 円 | 40 組合 |
| 時間額 | 1,001 円 | 163 組合 | 1,055 円 | 23 組合 | 1,004 円 |

※要求提出組合の単純平均

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ (月数) 集計と (金額) 集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

| フルタイム組合員 一時金 | 2024回答 (2024年7月3日公表) | | | 昨年対比 | 2023回答 (2023年7月5日公表) | |
|-----------------|----------------------|-------------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|
| | 集計組合数 集計組合員数 | 回答 | 回答 | | 集計組合数 集計組合員数 | 回答 |
| 年間 | 月数 | 2,349 組合 1,964,110 人 | 5.09 月 | 0.22 月 | 2,213 組合 1,960,479 人 | 4.87 月 |
| | 金額 | 1,252 組合 945,007 人 | 1,638,723 円 | 50,327 円 | 1,344 組合 1,127,836 人 | 1,588,396 円 |
| 季別 | 月数 | 2,485 組合 1,723,125 人 | 2.52 月 | 0.18 月 | 2,675 組合 1,777,471 人 | 2.34 月 |
| | 金額 | 1,598 組合 819,811 人 | 742,745 円 | 25,324 円 | 2,009 組合 1,175,981 人 | 717,421 円 |
| 短時間労働者 一時金 | 2024回答 (2024年7月3日公表) | | | 昨年対比 | 2023回答 (2023年7月5日公表) | |
| | 集計組合数 集計組合員数 | 回答 | 回答 | | 集計組合数 集計組合員数 | 回答 |
| 年間 | 月数 | 41 組合 46,838 人 | 1.15 月 | ▲ 0.28 月 | 42 組合 64,630 人 | 1.43 月 |
| | 金額 | 45 組合 60,515 人 | 97,125 円 | ▲ 6,274 円 | 46 組合 106,713 人 | 103,399 円 |
| 季別 | 月数 | 42 組合 72,609 人 | 0.45 月 | ▲ 0.08 月 | 44 組合 93,850 人 | 0.53 月 |
| | 金額 | 54 組合 67,524 人 | 66,258 円 | 9,079 円 | 49 組合 103,429 人 | 57,179 円 |
| 契約社員 一時金 | 2024回答 (2024年7月3日公表) | | | 昨年対比 | 2023回答 (2023年7月5日公表) | |
| | 集計組合数 集計組合員数 | 回答 | 回答 | | 集計組合数 集計組合員数 | 回答 |
| 年間 | 月数 | 38 組合 5,067 人 | 2.38 月 | 0.13 月 | 38 組合 5,219 人 | 2.25 月 |
| | 金額 | 15 組合 4,904 人 | 239,492 円 | 4,572 円 | 21 組合 4,911 人 | 234,920 円 |
| 季別 | 月数 | 41 組合 6,168 人 | 1.19 月 | ▲ 0.05 月 | 55 組合 13,051 人 | 1.24 月 |
| | 金額 | 9 組合 2,862 人 | 233,649 円 | ▲ 15,660 円 | 29 組合 8,155 人 | 249,309 円 |

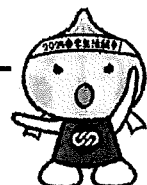


回 答 集 計

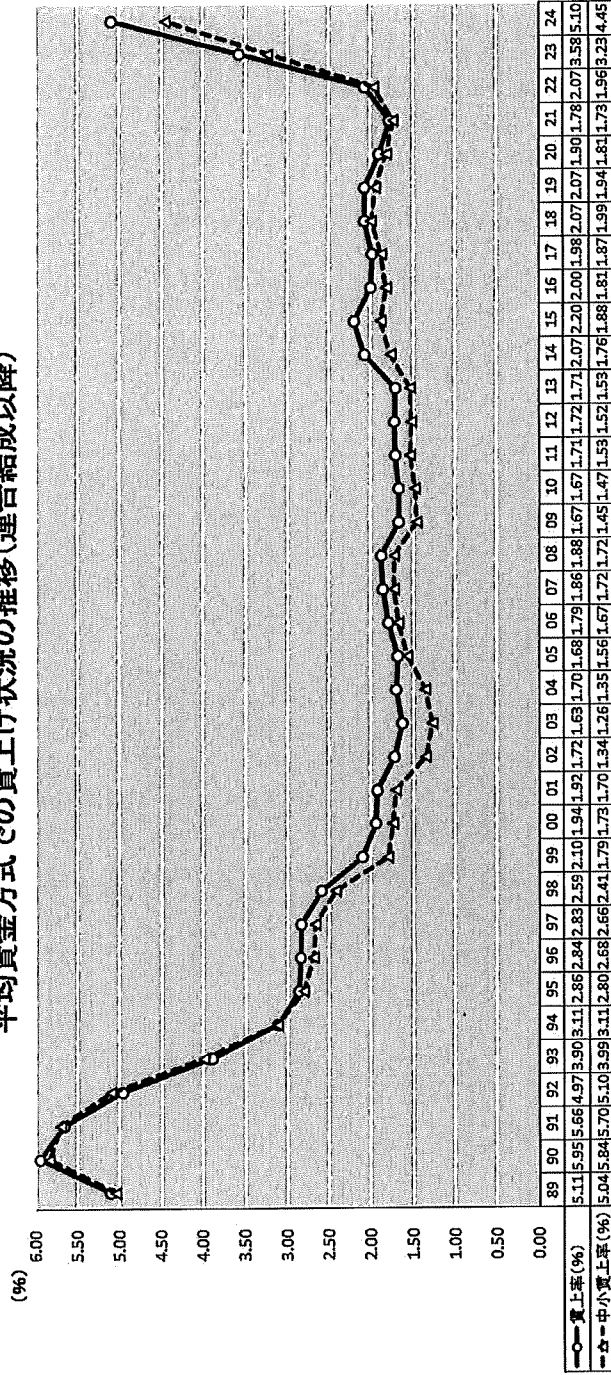
3. 要求状況・妥結進捗状況

【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

| | 2024回答 (2024年7月3日公表) | | 2023回答 (2023年7月5日公表) | |
|--|----------------------|--------|----------------------|--------|
| | 組合数 | 率 | 組合数 | 率 |
| 累計組合計 | 7,543 組合 | | 7,848 組合 | |
| 要求を提出 (資金に限らず全ての要求)のうち、月別賃金改善 (定期給付含む) を要求 | 6,498 組合 | 86.1 % | 6,626 組合 | 84.4 % |
| 要求検討中・要求状況不明 | 1,045 組合 | 13.9 % | 1,222 組合 | 15.6 % |
| 要求提出組合 (月別賃金改善限定) | 5,459 組合 | | 5,613 組合 | |
| ヤマ場過より前 (2024/3/6まで・2023/3/10まで) | 1,441 組合 | 26.4 % | 245 組合 | 4.4 % |
| 先行組合回答ゾーン (2024/3/9-15・2023/3/11-17) | 787 組合 | 14.4 % | 922 組合 | 16.4 % |
| 3月内決着回答ゾーン【前半】 (2024/3/16-22・2023/3/18-24) | 797 組合 | 14.6 % | 864 組合 | 15.4 % |
| 3月内決着回答ゾーン【後半】 (2024/3/23-31・2023/3/25-31) | 859 組合 | 15.7 % | 979 組合 | 17.4 % |
| 4月中 | 1,000 組合 | 18.3 % | 1,218 組合 | 21.7 % |
| 5月中 | 323 組合 | 5.9 % | 994 組合 | 17.7 % |
| 6月中 | 84 組合 | 1.5 % | 186 組合 | 3.3 % |
| 確認中 | 159 組合 | 2.9 % | 55 組合 | 1.0 % |
| 小計 | 5,450 組合 | 99.8 % | 5,463 組合 | 97.3 % |
| 未妥結 | 9 組合 | 0.2 % | 150 組合 | 2.7 % |
| 妥結済組合 (月別賃金改善限定) | 5,450 組合 | | 5,463 組合 | |
| 賃金改善分獲得 | 3,130 組合 | 57.4 % | 2,909 組合 | 53.2 % |
| 定界相当分確保のみ (個別決定含む) | 129 組合 | 2.4 % | 333 組合 | 6.1 % |
| 定界相当分確保未達成 | 1 組合 | 0.0 % | 6 組合 | 0.1 % |
| 確認中 | 2,190 組合 | 40.2 % | 2,215 組合 | 40.5 % |



平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注)1989～2024年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。



労働条件に関する2024春季生活闘争および通年(2023年9月～)の各種取り組み

| 要求事項 | 要求・取組 件数 (交渉単位) | 回答・妥結 件数 (交渉単位) | 要求・取組 件数 (交渉単位) | 回答・妥結 件数 (交渉単位) |
|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 2024.7.3公表 | | 2023.7.5公表 | |
| 1. すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善 | | | | |
| (1) 長時間労働の是正 | | | | |
| ● 36協定の点検や見直し | 935 件 | 640 件 | 1,289 件 | 699 件 |
| a) 36協定は、「月45時間、年360時間以内」を原則に締結する。 | 129 件 | 60 件 | 261 件 | 188 件 |
| b) やむを得ず特別条項を締結する場合においても、年720時間以内とし、原則を踏まえ、より抑制的な時間となるよう取り組む。 | 133 件 | 55 件 | 159 件 | 77 件 |
| c) 休日労働を含め、年720時間以内となるように取り組む。 | 132 件 | 50 件 | 130 件 | 54 件 |
| ● 時間外・休日割増率引き上げの取り組み | 304 件 | 93 件 | 822 件 | 238 件 |
| ● 年次有給休暇の取得促進に向けた取り組み | 1,062 件 | 497 件 | 1,334 件 | 638 件 |
| 上記の内訳：次のa)～c)について取り組んだ件数をカウント | | | | |
| a) 職場における取得状況等を把握し、労働者が全員偏りなく年次有給休暇が取得できるよう、取得5日未達者をなくす取り組みを行う。 | 813 件 | 412 件 | 620 件 | 476 件 |
| b) 年次有給休暇100%取得をめざし、計画的付与の導入などの方策について、労使間で協議等を行う。 | 424 件 | 351 件 | 602 件 | 371 件 |
| ● インターバル制度の導入、および導入済制度の向上に向けた取り組み | 291 件 | 103 件 | 532 件 | 129 件 |
| ● 事業場外みなし労働者、管理監督者も含めたすべての労働者の労働時間管理・適正把握の取り組み | 604 件 | 269 件 | 556 件 | 424 件 |
| ● 事業場外みなしおよび裁量労働制の適正運用に向けた点検 (労使協定・労使委員会、健康・福祉確保措置の実施状況、労働時間の状況など) | 56 件 | 24 件 | 47 件 | 17 件 |
| ● 労働安全委員会の設置など労働安全衛生法令に基づく職場の点検、改善の取り組み | 174 件 | 56 件 | 205 件 | 85 件 |
| ● その他長時間労働の是正・過労死ゼロに関する取り組み（※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入） | 681 件 | 206 件 | 792 件 | 197 件 |
| (2) すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み | | | | |
| ● 正社員への転換ルールの整備と運用状況点検 | 306 件 | 154 件 | 548 件 | 155 件 |
| ● 無期労働契約への転換促進および無期転換ルール回避目的の雇止め防止と当該労働者への周知徹底、2024年4月施行の労働条件明示ルール改正を踏まえた点検定着 | 503 件 | 343 件 | 481 件 | 360 件 |
| ● 派遣労働者の受け入れ時および期間制限到来時における交渉・協議の協約化、ルール化の取り組み | 135 件 | 48 件 | 61 件 | 43 件 |

| 要求事項 | 要求・取組 件数 (交渉単位) | 回答・妥結 件数 (交渉単位) | 要求・取組 件数 (交渉単位) | 回答・妥結 件数 (交渉単位) |
|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 2024.7.3公表 | | 2023.7.5公表 | |
| (3) 職場における均等・均等待遇実現に向けた取り組み | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 同一労働同一賃金の実現に向けた労働条件の点検もしくは改善 <p>次のa)～f)について、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者など、雇用形態にかかわらず不合理な差別がないか、点検もしくは改善した件数をカウント</p> | | | | |
| a) 基本給など賃金の決定基準等に対するルールの整備 | 434 件 | 110 件 | 536 件 | 257 件 |
| b) 一時金支給の取り組み | 318 件 | 166 件 | 605 件 | 408 件 |
| c) 福利厚生全般及び安全管理に関する取り組み（点検、分析・検討、是正等の取り組み） | 98 件 | 46 件 | 327 件 | 130 件 |
| d) 社会保険の加入状況の確認・徹底と加入希望者への対応 | 98 件 | 37 件 | 261 件 | 30 件 |
| e) 育児・介護休業の取得を正社員と同様の制度とする取り組み | 71 件 | 35 件 | 94 件 | 25 件 |
| f) その他均等・均等待遇実現に向けた取り組み（※教育訓練など、上記具体的な取組内容が不明な場合にカウント） | 235 件 | 94 件 | 175 件 | 83 件 |
| (4) 60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み | 1,094 件 | 508 件 | 1,289 件 | 573 件 |
| a) 60歳以降の処遇のあり方への対応 | 701 件 | 319 件 | 776 件 | 416 件 |
| b) 65歳までの雇用確保に向けた定年引き上げ | 318 件 | 91 件 | 689 件 | 68 件 |
| c) 65歳から70歳までの就業機会確保 | 310 件 | 178 件 | 385 件 | 153 件 |
| (5) テレワークの導入、および導入済み制度の見直しの取り組み | 212 件 | 81 件 | 272 件 | 137 件 |
| (6) 人材育成と教育訓練の充実に向けた取り組み | 167 件 | 54 件 | 188 件 | 86 件 |
| (7) | | | | |
| ● 障がい者雇用率の把握と法定雇用率達成に向けた取り組み | 329 件 | 181 件 | 418 件 | 223 件 |
| ● 障がい者雇用に関する労働協約・就業規則の点検・見直し | 36 件 | 16 件 | 34 件 | 15 件 |
| (8) 治療と仕事の両立の推進に関する取り組み | 229 件 | 129 件 | 289 件 | 144 件 |
| ※ 疾病治療と仕事の両立が可能となる職場環境の整備、多様な休職・勤務制度の導入などの取り組みをカウント | | | | |

| 要求事項 | 要求・取組 件数 (交渉単位) | 回答・妥結 件数 (交渉単位) | 要求・取組 件数 (交渉単位) | 回答・妥結 件数 (交渉単位) |
|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 2024.7.3公表 | | 2023.7.5公表 | |
| 2. ジェンダー平等・多様性の推進 | | | | |
| (1) 男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正の取り組み | | | | |
| ● 男女間賃金格差の実態と要因把握・点検、改善へ向けた取り組み | 173 件 | 110 件 | 392 件 | 174 件 |
| ● 生活関連手当での「世帯主」要件と、女性のみ証明を求められる扱いの廃止に向けた取り組み | 14 件 | 2 件 | 9 件 | 4 件 |
| (2) 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 | | | | |
| ● 男女間格差の状況についての点検やポジティブ・アクションによる改善の取り組み | 77 件 | 25 件 | 481 件 | 226 件 |
| ● 合理的な理由のない転居を伴う転勤の是正 | 14 件 | 18 件 | 15 件 | 16 件 |
| ● 妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いについての点検と是正 | 43 件 | 10 件 | 47 件 | 17 件 |
| ● 改正女性活躍推進法にもとづく事業主行動計画策定に向けた取り組みや着実な進捗を確認する取り組み | 302 件 | 217 件 | 385 件 | 311 件 |
| ● 企業規模にかかわらず、事業主行動計画策定にあたり、「男女の賃金の差異」の把握に向けた点検、事業主への働きかけ | 37 件 | 19 件 | 46 件 | 24 件 |
| ● 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の定着・点検に向けた何らかの要求・取り組み（※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入） | 68 件 | 17 件 | 63 件 | 14 件 |
| (3) あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み | | | | |
| ● 職場実態の把握とハラスメント対策（事業主が講ずべき措置および望ましい取り組み）についての労使協議 | 471 件 | 297 件 | 611 件 | 427 件 |
| ● あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組み（パワハラ、セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラ、SOGIハラ） | 61 件 | 14 件 | 192 件 | 31 件 |
| ● 「性的指向及び性自認（SOGI）に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」を活用した理解促進、差別禁止、就業環境改善の取り組み | 118 件 | 45 件 | 135 件 | 37 件 |
| ● ドメスティック・バイオレンスや性暴力による被害者の職場における支援のための環境整備 | 4 件 | 2 件 | 6 件 | 3 件 |
| (4) 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 | | | | |
| ● 改正育児・介護休業法施行に向けた取り組みと、育児・介護に関する両立支援制度の点検・改善の取り組み | 906 件 | 577 件 | 1,136 件 | 618 件 |
| 上記の内訳：次のa)～c)について取り組んだ件数をカウント | | | | |
| a) 有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の撤廃に向けた取り組み | 62 件 | 5 件 | 68 件 | 10 件 |
| b) 男性の育児休業取得促進に向けた取り組み | 124 件 | 35 件 | 126 件 | 55 件 |
| c) 両立支援のための相談窓口設置に向けた取り組み | 53 件 | 28 件 | 47 件 | 17 件 |
| ● 男女の更年期、生理休暇などに関する取り組み | 86 件 | 55 件 | 50 件 | 22 件 |
| (5) 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進 | | | | |
| ● 次世代育成支援対策推進法にもとづく行動計画の策定、取り組みの点検 | 269 件 | 242 件 | 269 件 | 246 件 |
| ● 不妊治療と仕事の両立に向けた取り組み | 112 件 | 28 件 | 110 件 | 39 件 |

みんなで賃上げ。ステージを変えよう!

2024 春季生活闘争ニュース

2024. 3. 8 — 第 4 号 — 連合北海道 春季生活闘争本部

道内の経済 5 団体と労使懇談会を開催

■ すべての労働者の賃金と労働条件の改善を

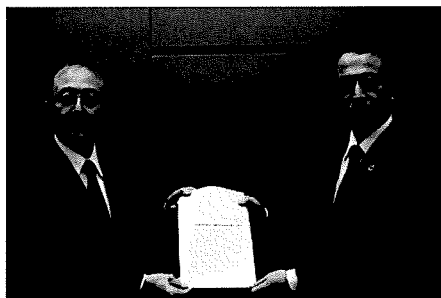
連合北海道（会長：須間 等）は3月4日（月）、道内の経済5団体（北海道経済連合会・北海道商工会議所連合会・北海道商工会連合会・北海道経済同友会・北海道中小企業団体中央会）と札幌市内で労使懇談会を開催。今次春季生活闘争の連合が要求する内容の要請書を手交し、賃金の引き上げや雇用の安定、ワークルールの遵守、ジェンダー平等・多様性の推進、治療と仕事の両立の推進などについて経済界の協力を求めた。

そのなかで須間会長は「2023春闘では30年ぶりの大幅賃金の引き上げが行われ、経済団体の皆さまが『人への投資』を行っていただいた結果であると受け止めている。それでもなお、高騰を続ける物価に賃金が追いついていない状況にある」と述べた上で「2024春闘では、すべての働く仲間が賃上げの効果を実感するためにも、特に北海道で大多数を占める中小企業が『労務費を含む価格転嫁』で賃上げ原資確保が行えるか否かが重要である。」「物価上昇に負けないために、昨年を上回る賃上げを目指す」と今次春闘の考え方を説明した。

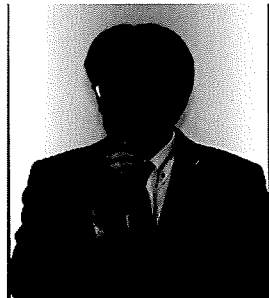
その上で経済団体には「大手企業は能動的な価格転嫁の努力を行っていただきたい」と中小企業が価格交渉を行えるよう、会員企業への周知やアドバイス、「パートナーシップ構築宣言」の推進など『取引の適正化』に向けた発信を求めた。

北海道経済連合会の藤井会長からは「賃金と物価が適切に上昇することは重要であり、労使共に議論し、自社の実情に適した賃金引き上げ等の処遇改善は実施すべき」とした上で、「中小企業においては構造的に賃上げができる環境整備が不可欠であり、『生産性の向上』や『適正取引』・『価格転嫁』を目指す取り組みが必要になってくる」と労使が目指している社会像の認識が一致していることが伺えた。

日本郵政グループ労働組合（JP 労組）出身の千葉副会長は「郵便業界においても、AIの発展や技術革新により郵便物数の減少が続き、足下の経営状況が厳しい中でも、『第一種定形郵便物』等の価格を据え置き続けてきた。」と述べ、その影響については「経費削減が現場への過度な負担となっている。」と人件費等の抑制により、賃金改善されない実態を説明した。その上で労働組合としては「適正な原価、適正な利潤を含む料金への見直しが必要と考え、会社や総務省に要請をしている」と働く者の負担による事業の維持の限界を訴え、適正な価格転嫁によってサプライチェーン全体で物価高に負けない賃上げを行うことが、産業全体で共通の認識となるよう、会員企業への呼びかけを要請した。



要請書を手交する須間会長（右）と藤井会長



協力を要請する千葉副会長



労使懇談会の会場